

様式第2号（第5条関係）

令和4年8月12日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

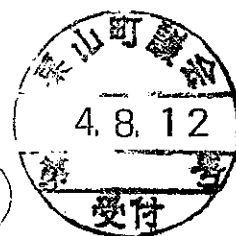
栗山町議会議員 鵜 川 和 彦



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研修内容 「議員が守るべき政治倫理とは」
 廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	シ カワ カズヒコ
お名前	鵜川 和彦
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	(0123) 72-1233
E-mail	@



7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和4年7月15日 10:00～13:00
視 察 先	役場委員会室でオンライン研修
調査事項	「議員が守るべき政治倫理とは」
対 応 者	廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
	栗山町議会議員政治倫理条例にハラスメント条項をどう盛り込むかの観点で研修をしました。 パワーハラスメントは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるものであり、それら全ての要素を満たす必要があります。 セクシャルハラスメントは、職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり就業環境が害されることである。 栗山町議会では、事務局長による女性議員に対するハラスメントも問題になった。この事例については、別途条例が必要なのか勉強したいです。 国家公務員のハラスメント防止に関しては、人事院規則で規定されている。セクシャルハラスメントについては、「人事院規則 10-10 セクシャルハラスメント防止等」、マタニティハラスメントについては、「人事院規則 10-15 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等」、パワーハラスメントについては、「人事院 10-16 パワーハラスメントの防止等」、それぞれ定められている。 栗山町議会のケースは、とてもレアケースらしいです。事務局長の人事については、その分野で優秀かどうか以前の問題としてきちんと接遇できる職員でないとダメである。